

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

(2) 経済・事業継続・観光等問題

② 事業継続について



中小企業支援策についてお尋ねします。

本年3月以降、売上が急減し事業継続の危機に直面する事業者の切実な声が私のもとにも多く届いています。1～3月期のGDP速報値は年換算で△3.4%、2期連続マイナスとなり、ニッセイ基礎研究所によると4～6月期は△24.1%と戦後最大の落ち込みを予想しています。既に融資を受けた事業者を含め、今後、資金不足となる企業が出るのが十分

予測されます。国はセーフティネット保証制度の強化、日本政策金融公庫や市中金融機関での無利子無担保融資の創設等を行い、金融支援体制を強化してきました。

一方、景気回復には長期戦を覚悟しなければならず、企業体質の強化、新たな環境に対応した新しい事業モデルの確立に、早急に取り組んでいかねばなりません。県の相談体制の拡充や商工会、商工会議所との連携強化も重要です。そこで、知事に質問します。

- ① 中小企業の現状と本県の資金繰り支援の効果についての認識、並びに今後の対応方針についてお尋ねします。
- ② 支援機関での相談は、面談、電話、メールですが、ネットでお互い映像を通してのやり取りが出来れば、福岡県工業技術センターなどでも、映像での複雑な相談が出来る為、一定のレベルの相談は十分可能です。是非検討してはいかがでしょうか。
- ③ 加えて、県の中小企業各種支援機関について、支援体制の機能強化へ向けてどう取り組むのかお尋ねします。
- ④ 中小企業、特に小規模事業者の底上げを図るためには、経営革新計画の策定が重要です。そのためには地元商工会・商工会議所と県中小企業振興事務所等との連携強化が必要です。計画策定を積極的に推進するためにも、中小企業経営革新実行支援補助金のような同計画とセットとなった補助

金のメニューを増やすなど、企業の新しい取り組みを後押しする施策を積極的に提案すべきと考えます。知事の見解をお尋ねします。

- ⑤ 中小企業の生産性向上が課題です。生産性向上支援センターや事業承継支援を通じて、規模の拡大も見据えた企業体質改善に向けた支援が今こそ必要と考えますが、知事の見解を求めます。
- ⑥ 国の二次補正の中で、事業継続支援として家賃補助が予算化される見込みです。しかし、店舗を多数持つ企業にとっては満足できる水準ではありません。当然ですが、この度の事態は借店舗が多い企業に、甚大なダメージを与えています。事業支援の基本は、事業継続・雇用確保です。本社並びに店舗が県内にある、雇用や納税面でも大きく貢献している企業を支援するのは、県の責務とも言えます。単独店舗の事業者が複数存在すると捉えれば、理にかなった支援です。国の補助金でカバーされない賃料について、賃料全額の一定割合を補助するなど、福岡県独自の基準を設け、事業継続支援が必要と考えます。知事の見解を求めます。

次に、福岡県持続化緊急支援金についてお尋ねします。

4月補正予算で、県は国の持続化給付金の対象とならない事業者に対し、本制度を創設しました。6月10日現在で16,551件56億6,600万円の申請を受理し、支給も始まっています。1件当たりの支給額は法人49万9千円・個人24万9千円です。どちらも申請額は、ほぼ上限額です。また、5月15日以降は電子申請が困難な方のために、申請支援窓口が開かれました。資金不足が急激に発生した事業者にとって、現金を給付する国の持続化給付金や本県の緊急支援金は的を射た施策であると評価します。その上で2点知事にお尋ねします。

- ① 法人と個人で支給上限額に差を設けた理由をお尋ねします。
- ② 補正予算では総額154億円、4万件を想定しています。開始より40日経過後の現状認識と申請支援窓口の増強、新規創業者支援を加味した申請期限延長の必要性について、認識をお尋ねします。

【小川知事の答弁】

◆中小企業の現状と資金繰り支援について

本県では、1月30日から、新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置し、土日・祝日も電話相談を受け付けるなど、中小企業の皆様の相談にき

め細かく対応してきました。相談件数はこれまでに4万7千件を超え、その9割以上が資金繰りに関するものとなっています。多くの企業において、資金繰りが大変厳しい状況にあるものと認識しています。

このため、県では3月以降、県制度融資「緊急経済対策資金」において、国によるセーフティネット保証4号及び危機関連保証の対象事業者の保証料を県が肩代わりしてゼロとする独自の措置を講じ、資金繰り支援を強化しました。

また、5月1日には、県制度融資に実質無利子・無担保、保証料ゼロの「新型コロナウイルス感染症対応資金」を創設しました。6月10日現在における保証承諾は約14,000件、2,600億円に上っており、多くの企業に御活用いただいています。

今回、「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資限度額を3千万円から4千万円に引き上げるとともに、融資枠を大幅に拡大するための予算をお願いしています。

また、金融機関や信用保証協会に対し、引き続き、融資相談への迅速かつ適切な対応を要請してまいります。

◆オンライン相談の導入について

中小企業からのオンライン相談については、相談者と信頼関係を築きやすく、より充実した助言・指導が可能なことから、現在、一部の経営相談等の業務において実施しているところです。

県では、全所属を対象にウェブ会議システムの導入を始めています。映像でのオンライン相談は、試作品試験の事前相談や許認可に必要な図面審査などにおいても有効であると考えられるため、今後、このシステムを活用したオンライン相談の実施について検討を進めてまいります。

◆経営革新計画の策定について

県では、中小企業が経営の向上を目指し、新たな事業に取り組む経営革新を促進するため、商工会・商工会議所と連携し、計画策定に向けた指導・助言を行っています。

計画を承認した企業には、低利の県制度融資や、商品開発や新サービスの提供に必要な経費の補助などの支援を行っているところです。

加えて、新型コロナウイルスの影響により、経営環境が大きく変化する中、デリバリーやテイクアウトなど新たな事業を立ち上げ経営革新に取り組む中小企業を支援する補助制度を創設しました。

現在、老舗カレー店によるレトルト商品の開発、居酒屋によるランチデリバリーなど、200社を超える企業から申請がなされており、さらなる拡充を図りたいと考えています。

また、経営革新に取り組む中小企業が、業種別ガイドラインに基づき実施する感染症防止対策についても支援してまいります。

◆福岡県中小企業生産性向上支援センターなどを通じた支援について

昨年9月に設置した「生産性向上支援センター」では、企業診断において財務状況も確認し、業務プロセスの効率化や設備導入まで一貫した支援を行っています。5月末現在、81件を支援しているところです。

その業種別内訳は、食料品などの製造業が63件、建設・運輸業・サービス業が18件であり、規模別にみると、20人未満が44%、20人から100人未満が44%、100人以上が12%となっています。

また、県では、県内中小企業の事業承継を強力に進めるため、国が設置した「福岡県事業引継ぎ支援センター」をはじめ、約170の関係機関で構成する「福岡県事業承継支援ネットワーク」を構築し、商工会議所、商工会の経営指導員等が経営者が60歳以上の企業を中心に訪問し、昨年度末までに、経営者自らの取り組みを促す事業承継診断を約1万件実施しています。

そのうち、具体的な支援が必要な企業に対しては、診断士や税理士等の専門家を約420回派遣し、事業承継計画の作成等の助言・指導を行っているところです。

これらの取組みにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中小企業等の収益力向上を図っていきます。

◆福岡県独自の家賃支援について

現在、国会において、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、支払い家賃の3分の2を支援する「家賃支援給付金」が審議されているところです。

今後、県内事業者においても、極めて厳しい状況が続くと見込まれることから、国の給付金の対象となる事業者に対し、県独自の給付率のかさ上げを実施したいと考えています。

これとは別に、休業要請に協力いただいている北九州市の接待を伴う飲食店及びライブハウスの2業種に対し、家賃の1割の特例加算を行います。

◆福岡県持続化緊急支援金の給付額について

当支援金は、新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受けている事業者の皆さんの事業継続を支援するため、法人は50万円、個人事業者は25万円を上限に給付しているものです。

支援金の金額については、事業継続に必要な家賃、リース料、人件費などの固定費が、相対的に法人の方が個人事業者より高いこと、また、国において、持続化給付金の上限額を、法人200万円、個人事業者100万円としていることを踏まえて、設定したものです。

◆福岡県持続化緊急支援金の現状等について

4月議会で補正予算を議決頂いた翌日の5月2日から申請受付を始め、9日後の5月11日には給付を開始しました。

6月11日現在、申請件数は約1万7千件、申請金額は58億円を超えています。迅速な給付に努めており、申請後、内容に不備がない場合は、2週間程度で給付しているところであり、これまで、約7,700件、25億5千万円を超える給付を行っているところです。

また、WEB上での電子申請が困難な方のために、5月15日から県内5か所に設置していた申請支援窓口を、6月1日から10か所に倍増しています。

さらに、6月8日から、2020年に創業、開業した事業者についても新たに給付対象に加えるなど、支援の拡充を行っています。

支援金については、本年1月から緊急事態宣言が解除された5月までに売上が減少した事業者を対象に、申請期限を翌月の6月末までとしていたところですが、事業者の皆様から「売上の集計に時間がかかる」、「申請書類の準備が間に合わない」といった声が寄せられていることから、申請期限については1か月延長し、7月末までとしたいと考えています。

引き続き、支援金の対象となる事業者の皆さんに支援金が届くよう、しっかり広報するとともに、迅速な給付に努めてまいります。